



きれいな河川を守るために 合併処理浄化槽を 設置しましょう

浄化槽は皆さんの生活の中で出た汚れた水を浄化する重要な施設です。浄化槽にはし尿のみを浄化する「単独処理浄化槽」と生活排水すべてを浄化する「合併処理浄化槽」があります。

し尿処理だけに対応した「単独処理浄化槽」では、台所・お風呂・洗濯などの排水をそのまま河川に流すため、自然環境に大きな負担をかけてしまいます。また

現在、原則として新たな単独処理浄化槽の設置は認められていません。

このようなことから、町では「合併処理浄化槽」を新たに設置する方を対象に次の事業を実施しています。

住宅・併用住宅の浄化槽 (市町村設置型浄化槽)

住宅所有者)に行っていた
だきます。

- ・浄化槽本体および20メートルまでの浄化槽放流管工事は町が実施します。
- ・浄化槽からの放流管が20メートルを超える場合、駐車場として使用するなどの理由により荷重化工事を行う場合は、その分の施工経費は個人負担となります。

浄化槽は町で設置し、使用料を財源に、維持管理を町が実施します。

(1)対象浄化槽(50人槽までの 浄化槽)

- ・居住用の住宅に接続する合併処理浄化槽であること(事業用住宅は除く)。
- ・店舗などの併用住宅の場合、居住部分が全体の2分の1以上であること。
- ・浄化槽敷地の問題などで、複数の住宅が共同で設置する場合。

(2)工事实施

- ・家庭内の排水から浄化槽までの接続は、申請者(住

(3)経費(申請者にご負担いただく額)

①設置分担金

※工事施工前に納入いただきます。

- ◇10人槽まで：25万円
- ◇11人槽以上20人槽以下：工事費の10分の2の額

- ◇21人槽以上50人槽以下：工事費の10分の3の額

②使用料(月額)

※月ごとに納入いただきます。

- ◇5人槽：3,564円
- ◇7人槽：4,860円
- ◇10人槽：5,184円
- ◇11人槽以上：5,184円

- ◇5人槽：3,564円
- ◇7人槽：4,860円
- ◇10人槽：5,184円
- ◇11人槽以上：5,184円